

調布市学校給食調理業務等委託（北ノ台小学校）プロポーザル審査要項

第1 目的

この要項は、調布市学校給食調理業務等委託運営検討委員会（以下「運営検討委員会」という。）において候補事業者を選定する際のプロポーザル審査について定める。

第2 参加資格

申込時において、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）にもとづく入札参加排除措置をうけていないこと。
- (5) 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (6) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス」における競争入札参加資格として、営業種目「病院給食・学校給食」に登録があり、かつ、当該営業種目の共同格付が「A」であること。
- (8) 公立小中学校において、1校につき1日900食以上を提供する給食調理等業務受託の実績を有すること。
- (9) 公立小中学校において、単独自校方式による給食調理業務等委託の実績を有すること。
- (10) 当プロポーザル公示日から過去3年間、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食を調理する給食施設において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に基づく食中毒等による処分を受けていないこと。

- (11) 相互に資本関係又は人的関係にあるものが本プロポーザルに参加していないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

第3 参加資格審査

応募事業者の参加資格を審査し、審査の結果、参加資格を満たしていると認められた場合、書類審査（一次審査）に参加できるものとする。当該審査完了後、参加資格を満たないと判断された応募事業者にはその旨通知する。

第4 書類審査（一次審査）

1 書類審査手順

参加資格を満たしている事業者に対して、運営検討委員会の委員は、企画提案書等により書類審査を行い、上位3事業者をプレゼンテーション審査（二次審査）に参加する事業者とする。当該審査完了後、通過しなかった事業者にその旨通知する。なお、書類審査を通過した応募事業者にはプレゼンテーション審査（二次審査）の日程を通知する。

2 評価方法

- (1) 配点は、各項目、得点方式とし、選定評価書（様式1）を使用し、加点点（各項目ごとに1点～5点）にて行う。

本調理業務を特段の支障なく実施できると考えられる標準的なレベルを満たしている場合に3点とし、それを基準として以下のとおりとする。

合計点が高い順から上位3事業者をプレゼンテーション審査（二次審査）に参加する事業者とする。

5点 標準レベル以上に高く評価できる特筆すべき内容がある。

4点 一定要求水準以上に評価できる内容がある。

3点 標準的なレベルである。

2点 標準的なレベルを下回っている。

1点 標準的なレベルを下回り、業務に支障が出ると考えられる。

- (2) 合計点が同点になり3事業者を決定できない場合には、同点となった事業者について、各委員の専門分野に該当する項目の点を通常の2倍に換算

し、再度合計点を算出し、合計点の高い事業者をプレゼンテーション（二次審査）に参加する事業者とする。

- (3) 前2号の方法により審査を行った場合でも合計点と同点となる場合には、同点となった事業者について概算見積額を比較し、その金額が低い事業者をプレゼンテーション審査（二次審査）に参加する事業者とする。

3 評価項目

- (1) 学校給食調理業務に対する会社としての考え方（配点5点）
- (2) 業務遂行能力（配点5点）
- (3) 衛生管理（配点5点）
- (4) 危機管理（配点5点）
- (5) 市及び学校への協力体制（配点5点）
- (6) 調布市における受託（配点5点）
- (7) 見積金額（配点5点）
- (8) 会社概要（配点5点）

第5 プレゼンテーション審査（二次審査）

1 プレゼンテーション審査の手順

運営検討委員会の委員は、事業者から企画提案書によるプレゼンテーションを受け、その後、質疑応答を行う。終了後、委員ごとに企画提案内、会社概要書及び概算見積書を総合的に評価し、審査を行うことにより、候補事業者の選定を行う。

事業者によるプレゼンテーションを20分、運営検討委員会の委員による質疑応答を20分行う。

2 評価方法

- (1) 配点は、各項目、得点方式とし、選定評価書（様式1）を使用し、加点（各項目ごとに1点～5点）にて行う。本調理業務を特段の支障なく実施できると考えられる標準的なレベルを満たしている場合に3点とし、それを基準として以下のとおりとする。ただし、各委員の専門分野に該当する項目については、その点を通常の2倍に換算する。また、5点及び4点は、1つの項目につき1事業者のみの配点とし、5点及び4点を配点した場合は、その評価できる内容について、評価理由書（様式2）

に記載するものとする。

5点 標準レベル以上に高く評価できる特筆すべき内容がある。

4点 一定要求水準以上に評価できる内容がある。

3点 標準的なレベルである。

2点 標準的なレベルを下回っている。

1点 標準的なレベルを下回り、業務に支障が出ると考えられる。

- (2) 事業者ごとの得点を合計し、委員数で除し小数点以下第2位を四捨五入した平均点を運営検討委員会の評価点とし、最高の評価点となった事業者を候補事業者とする。

なお、最高の評価点となった事業者が複数となった場合は、委員の投票により決定するものとし、さらに、同数となった場合には、委員長が決定するものとする。

- (3) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

- (4) 委託候補事業者選定後、上位の応募事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

- (5) 最高の評価点となった事業者であっても、評価点が満点の50%未満の場合、参加委員の投票により決定するものとする。

3 評価基準

- (1) 学校給食調理業務に対する会社としての考え方（配点5点）
- (2) 業務遂行能力（配点5点）
- (3) 衛生管理（配点5点）
- (4) 危機管理（配点5点）
- (5) 市及び学校への協力体制（配点5点）
- (6) 調布市における受託（配点5点）
- (7) 見積金額（配点5点）
- (8) 会社概要（配点5点）

第6 審査結果

1 選定結果の報告

運営検討委員会は、選定結果を教育長に報告する。

2 候補者の決定

教育長は、前項目の報告に基づき候補を決定する。

3 選定結果の通知

当該審査を行った全事業者に対し、書面及び電子メールにて通知するものとする。

附 則

この要項は、令和8年5月25日から施行する。